

トカイナカ三木☆新生活応援事業

～三木で新生活を始める若者世帯に**最大100万円!**～



39歳以下

(①婚姻時 ②申請時)で
・世帯**所得**500万円
(年収約660万円)未満
・ひとり親家庭※1は
世帯**所得**250万円
(年収約330万円)未満

新婚
世帯

①婚姻日※2がR7.1.1以降の方

- ・ご夫婦ともに39歳以下である方
- ・支払対象経費は、R7.3.1～R8.3.31 お支払い分です。※3

賃貸費用※4

物件購入費

引越代※5

リフォーム代※6

他市町村から三木市へ移住したご夫婦、ひとり親家庭、
パートナーシップ宣言をされたパートナーの世帯

②移住の方※6

- ・物件購入して移住か、自己又は親所有物件への移住
- ・R7.3.1～R8.3.31の住民票移動、支払対象経費※3

物件購入費

引越代※5

リフォーム代※6



【基本】
補助上限
30万円

「三木市空き家バンク」
掲載の戸建て
住宅利用で
所得制限無し

29歳以下対象 (①婚姻時②申請時。ひとり親世帯は親の年齢、ご夫婦・パートナーシップ世帯は双方の年齢。)

婚姻日がR7.1.1以降のご夫婦の方は
上限60万円!

中古住宅購入なら
上限80万円!

「三木市空き家バンク」掲載の中古住宅購入なら
上限100万円!!

※1 高校生相当以下の子を養育している母子・父子家庭

※2 外国発行の婚姻証明書では受付できません。婚姻の記載がある戸籍もしくは日本の市区町村発行の婚姻証明書が必要です。

※3 申請期間は、令和8年3月31日まで。実績報告申請書提出時に、市税(国保税・固定資産税・住民税等)の滞納がある場合は補助対象になりません。

※4 家賃、共益費、敷・礼金、仲介手数料等。令和7年4月1日以前に契約した賃貸物件の場合は、家賃と共益費のみになります。

※5 引越し業者に支払った経費。ただし工事費(クーラー取外し・取付け費等)除く。

※6 自己所有物件に限る。

※ 東京圏から直接三木市に移住した方向けの補助金(移住支援金)は、就職要件等がございますので、詳しくはお問い合わせください。

補助対象経費・必要書類等、詳しくは 三木市 縁結び課(0794-82-3030)までお問い合わせください。

R7.4.2現在